

## 特別口座を開設する口座管理機関等の公告

平成 20 年 11 月 28 日

株主及び登録株式質権者各位

東京都港区赤坂五丁目 2 番 20 号  
株式会社アエリア  
代表取締役社長 小林 祐介

当社は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」という。）附則第 8 条第 1 項に基づき、下記のとおり公告いたします。

### 記

- 1 . 当社は、決済合理化法の施行日における同法附則第 8 条第 1 項第 1 号に定める通知対象株主等について、同法の施行日以後、遅滞なく、同法附則第 8 条第 5 項に定める事項を特定振替機関（株式会社証券保管振替機構）に対し通知いたします。
- 2 . 当社は、決済合理化法附則第 8 条第 4 項前段の規定による口座の開設の申出を、次の口座管理機関に行い、特別口座を開設いたします。

大阪市中央区北浜四丁目 5 番 3 3 号  
住友信託銀行株式会社

以 上